

利益相反管理方針の概要

ぐんぎん証券株式会社（以下、「当社」といいます。）は、お客さまと当社、株式会社群馬銀行または末尾に明示する群馬銀行グループ会社（以下、「当社等」といいます。）との間、ならびに、当社等のお客さま相互間において生じる利益相反のおそれのある取引に関し、適切に管理を行い、お客さまの利益を不当に害することのないよう業務を遂行いたします。

1. 利益相反取引の定義

「利益相反」とは、お客さまと当社等との間、ならびに、当社等のお客さま相互間において、当社等がお客さまの利益のために行動すべき立場と当社等または他のお客さまの利益のために行動する立場を併せ持つことにより、お客さまの利益が不当に害される状況が生じることをいいます。また「利益相反取引」とは、上記のような状況が生じるおそれのある取引のことをいいます。

「利益相反管理」とは、利益相反取引を特定し、当該取引に対する適切な管理方法を決定し、実施することにより、利益相反取引を管理することをいいます。

2. 利益相反取引の類型

当社等が行う取引が、例えば、次のような取引に該当する場合には、当該取引は、利益相反取引に該当する可能性があります。

- (1) お客さまと当社等の利害が対立（衝突）する取引
- (2) お客さまと当社等の他のお客さまとの利害が対立（衝突）する取引
- (3) お客さまの求める利益と当社等の求める利益が競合する取引
- (4) お客さまの求める利益と当社等の他のお客さまが求める利益が競合する取引

3. 利益相反取引の管理方法

当社は、利益相反取引の管理方法として、次に掲げる方法を適宜実施し、また、必要に応じて、複数の方法を組み合わせて実施することにより、利益相反管理を適切に行います。

- (1) 利益相反取引を行う部門を分離する方法
- (2) お客さまとの取引条件または取引方法を変更する方法
- (3) 利益相反取引の中止または利害が対立または競合する一方のお客さまとの取引を中止する方法
- (4) お客さまへ利益相反のおそれがあることについて開示を行い、その対応について、お客さまから同意を取得する方法
- (5) その他、利益相反取引の内容に応じた適切な方法

4. 利益相反管理体制

当社は、適正な利益相反管理の遂行のため、利益相反管理責任者を設置いたします。利益相反管理責任者は、当社の利益相反管理の責任者として、利益相反取引にかかわる情報を収集するとともに、利益相反管理態勢の適切性を継続的に検証し、改善に努めます。

5. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

当社では、当社および株式会社群馬銀行のほか、次に掲げる群馬銀行グループ会社を利益相反管理の対象となる会社とします。

- (1) ぐんま地域共創パートナーズ株式会社
- (2) スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社